

平成 14 年 1 月 17 日

企業会計基準委員会 御中

公認会計士 前田慶一
(新日本監査法人)

貴委員会公開草案第1号並びに第2号について、下記のコメントを提出します。宜しくお取り
図られたくお願いします。

記

1. 論点2について

公開草案に賛成するが、この資本の部の区分は企業会計原則第三 貸借対照表原則(三)資本の表示区分と異なってくることになる。したがって、貴委員会の設定する会計基準と企業会計原則との関係を明確にされたい。また、企業会計原則を設定した企業会計審議会は、金融庁組織令第24条第2項により、企業会計の基準・監査の基準等の設定主体として権威づけされているが、貴委員会についてはどのようなかたちで権威づけされているのか同様に明確にされたい。

その他資本剰余金の区分において、「資本金及び資本準備金減少差益」の科目区分が示されているが、資本金の減少と資本準備金の減少は内容が異なること及び改正商法の実務適用により資本準備金の減少差益は多くの企業に生じることが考えられるが資本金の減少差益(減資差益)は特別なケースと考えられることから、明瞭表示上科目区分においてわけの事を検討されたい。

2. 論点4について

公開草案34項では、資本剰余金の各項目は利益剰余金の各項目と混同してはならないとし、資本剰余金の利益剰余金への振替は原則として認められないとしている。しかしながら、第22項において、自己株式処分差損は、その他資本剰余金から減額し、減額しきれない場合は、その他利益剰余金のうち当期末処分利益から減額するとしている。第22項の処理方法は、第34項の考え方と明かに異なっており、理論的な首尾一貫性が認められないため再検討されたい。

3. 論点12について

その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理について、その他資本剰余金の実質は株主からの払込資本そのものであり、その処分による配当は会形理論上投資額の払戻しと考えられる。したがって、配当受領時の会計処理は、現金・預金を計上するとともに投資額の払戻しを受けた有価証券の帳簿価額を減額処理する方法が理論的であると考えられる。これについて、公開草案第2号は、4項並びに5項において例外処理を認めており、理論的な首尾一貫性に欠けるだけでなく、実務適用上も会計処理をより複雑にする恐れがあるため再検討されたい。

以上